

令和7年5月20日

報道機関配布資料

件名 小・中・特別支援学校及び高経附属高校

「令和7年度第1回いじめ防止担当教諭研修会」の開催について

内 容

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行となり、高崎市では平成25年11月29日に「高崎市いじめ防止基本方針」を策定しました（平成29年7月14日改定）。平成26年度から、学校における取組に、校内でのいじめ防止等の連絡、調整のために「いじめ防止担当教諭の設置」を明記しました。

いじめ問題を担当する教諭が各校に配置となり今年度で12年目を迎えます。

今回の研修では、西部教育事務所管内のスクールロイヤー 小和瀬 聡 様を講師としてお招きし、法に基づく対応という観点から、いじめ問題に係る保護者への適切な対応についてご講演いただきます。法律の専門家のお話を伺うことで、法に基づくいじめ問題等への対応力の向上が期待されます。

また、班別協議では、事例を基にいじめへのよりよい対応について協議します。

記

- 1 日 時 令和7年5月21日（水）15：30～16：30
- 2 場 所 高崎市役所 15階 教育委員会室
- 3 内 容 講義 「いじめ問題にかかる保護者への適切な対応
～法に基づく対応という観点から～」
事例検討 「いじめ対応事例の検証」等
※各校にて Web 会議システム Zoom によるオンライン参加
- 4 参加者 小・中・特別支援学校、高経大附属高校のいじめ防止担当教諭等
(85名)

○問い合わせ先 教育部教育委員会学校教育課

直通 027-321-1293